

仕 様 書 (案)

1 件名

令和7年度みきゃんポップアッププロモーション業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 事業目的

愛媛県イメージアップキャラクター「みきゃん」の従来のイメージ（ファミリー・こども向け、地域キャラクター）から脱却を図り、「ファッション・アート×みきゃん」のようなギャップを作り出すことで、新たなファン層の興味関心を獲得し、みきゃんのブランディング及び話題性を飛躍的に高めることを目的とする。

4 業務概要

受託者は、これまでにない新たな視点からみきゃんを活用し、首都圏の商業施設等でみきゃんをメインとしたポップアップイベントを開催するものとする。また、当該イベントの話題性を高めるための取り組みや、当該イベント実施による効果の分析などを実施し、報告すること。

5 ターゲット層

主として県外在住の10～20歳代の若者でサブカルチャーファッションに興味を持っている層や訪日外国人。

6 委託内容

(1) ポップアップイベントについて

- ・ポップアップイベントに関する企画立案、進行管理、運営等の必要となる業務の一切を行うこと。
- ・イベント会場は、ターゲット層の集客が見込める首都圏の商業施設等の会場を選定すること。
- ・開催時期は令和7年9月～令和8年2月までの間で、効果的であると考えられる時期に行うこととし、開催期間は1週間程度とする。
- ・ターゲットとなる層に影響力のあるアーティスト等を選定すること。
- ・みきゃんを活用すること。
- ・来場者が自身のSNS等で拡散できるよう、フォトスポット等を用意すること。
- ・開催にあたって必要となる一切の調整及び許認可等の諸手続きは、受託者自身が行うこと。
- ・着ぐるみを使用する場合、アクター及びアテンド等の手配は受託者が行うこと。また、着ぐるみ等の運搬に係る経費、撮影に必要な小道具等の作成経費についても受託者が負担すること。
- ・着ぐるみの稼働、デザインの使用方法にあたっては、事前に県と十分協議を行うこと。

(2) ポップアップイベントのプロモーション・パブリシティ活動について

- ・ターゲットとなる層へ当該イベントの開催が認知されるよう、ファッション系メディアや訪日外国人向けWEBサイトへの露出など、適切な広報活動を行う

こと。

- ・予算内で作成可能な広報物や広報施策があれば提案すること。

(3) イベントの効果測定について

- ・イベント用のハッシュタグなどを設定し、SNSでの発信数など、本イベントの効果がわかる仕掛けを行うこと。また、来場者数などあわせて、開催結果を取りまとめ、報告書を作成すること。
- ・広報活動による効果測定（広告換算額）を行うこと。

(4) その他

- ・その他本仕様に記載のない事項については、予算の範囲内であれば独自提案として提案すること。
- ・各業務に係る制作、調査・分析、報告等を含む一切の経費（交通費、各種データ費等）は、全て委託金額に含むこと。
- ・本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県が承諾した場合はこの限りでない。
- ・本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、愛媛県の承認を得ること。
- ・業務の詳細について愛媛県と協議の上決定し、進捗状況や成果等について、綿密に情報共有しながら業務を遂行すること。
- ・本仕様書に記載のない事項については、都度愛媛県と協議を行うこと。
- ・事業完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、愛媛県に提出すること。
- ・受託者は、愛媛県情報セキュリティポリシー及び愛媛県ソーシャルメディア利用ガイドラインを遵守すること。

7 事業全体に係る留意事項

- ・本業務の実施に当たっては、関係法令を順守し、愛媛県と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ・事業の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・愛媛県は、必要に応じ、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる。

8 著作権等

- ・本仕様に規定するところにより、受託者が愛媛県に引き渡すべき成果物は、本県の所有とする。
- ・本業務で制作・納品された成果物を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段、手法により、公表（公開、配布、放送等）することができるよう、受託者は二次利用可能な権利関係に関する調整を行うこと。
- ・成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに定めるすべての権利を含む。）は愛媛県に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、愛媛県の承諾を受けなければならない。
- ・愛媛県は成果物を公表することができる。この本県の公表権について、受託者はいかなる権利も主張できない。

- ・受託者は、愛媛県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権人格権を行使できないものとする。
- ・委託業務の実施のために使用された愛媛県が所有する資料等の著作権は本県に帰属する。ただし、受託者が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、本県はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は受託者に帰属する。
- ・成果物及び委託業務の実施のために使用された愛媛県が所有する資料に、受託者が従前より保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。）が含まれていた場合は、受託者に留保されるが、本県は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。
- ・成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ・第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

9 成果品

（１）提出物

実績報告書（A 4 判）紙媒体 1 部及び電子情報媒体 1 部

（２）提出場所

愛媛県企画振興部政策企画局広報広聴課広報プロモーショングループ
（〒790－8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4－2）

（３）提出期限

実績報告書は、令和 8 年 3 月 31 日までに提出すること。

10 総括責任者

受託者は、本業務の実施にあたり、十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。また、企画提案時点で確約するものとし、原則として変更できない。

11 提出書類等

受託者は委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

（１）契約締結時に速やかに提出するもの

- ・業務計画書及び実施工程表
- ・その他愛媛県が業務の確認に必要と認める書類

（２）業務完了後に速やかに提出するもの

- ・実績報告書
- ・その他愛媛県が業務の確認に必要と認める書類

12 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、愛媛県と受託者が協議の上、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。